

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:管財課 No.001

処 分 名	行政財産の目的外使用許可の取消し
処 分 の 概 要	施設の管理責任者は、行政財産の使用の許可を受けた者に対して、その許可を取り消すことができます。
根拠法令等・条項	地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第9項
処 分 基 準	個々の事案について、個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令等の定め以上に具体的な基準をあらかじめ定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
備 考	市庁舎については、管財課長が管理責任者となります。

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■地方自治法

(行政財産の管理及び処分)

第 238 条の 4 (略)

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8 (略)

9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

## 不利益処分の処分基準

担当部署:財務部 管財課 No.002

処 分 名	庁舎への立入りの制限
処 分 の 概 要	基準の要件を満たした場合、庁舎内の秩序の維持又は災害の防止のため必要があると認めるときは、施設利用者の庁舎への立入りを制限することがあります。
根拠法令等・条項	春日部市庁舎管理規則（平成17年規則第131号）第9条
処 分 基 準	個々の事案について、個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、条例等の定め以上に具体的な基準をあらかじめ定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成27年4月1日）
備 考	市庁舎については、管財課長が管理責任者となります。

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■春日部市庁舎管理規則

(立入りの制限等)

第9条 管理責任者は、庁舎内の秩序の維持又は災害の防止のため必要と認めるときには、庁舎に立ち入ろうとする者又は立ち入った者に対し、その人数、時間若しくは場所を制限し、又は庁舎への立入りを禁止する等の必要な措置を講じることができる

## 不利益処分の処分基準

担当部署:財務部管財課 No.003

処 分 名	違反者等に対する措置
処 分 の 概 要	施設の管理責任者は、違反者等に対して、施設への立入りの禁止、当該行為の制止、施設からの撤去、許可の取り消しをことができます。
根拠法令等・条項	地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第9項 春日部市庁舎管理規則(平成17年規則第131号)第9条
処 分 基 準	法令等の規定において、違反者等に対する判断基準が具体的かつ明確に規定しているため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日 (最終改正:平成 27 年 4 月 1 日)
備 考	市庁舎については、管財課長が管理責任者となります。

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■地方自治法

(行政財産の管理及び処分)

第 238 条の 4 (略)

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8 (略)

9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

■春日部市庁舎管理規則

(違反者等に対する措置)

第 11 条 管理責任者は、次の号のいずれかに該当する者又はそのおそれが明らかである者に対し、庁舎への立入りを禁止し、当該行為を制止し、庁舎からの退去を命じ、物件の撤去又は搬出を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(1) 第 6 条又は前条の規定に違反した者

(2) 第 8 条第 2 項の規定による命令に従わなかった者

(3) 第 9 条の規定による措置に従わなかった者

2 管理責任者は、前項に規定する物件の所有者又は占有者が、同項の命令に従わないとき、若しくはその者が判明しないとき、又は緊急の必要があると認めるときは、自らこれを撤去し、又は搬出することができる。

## 不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:財務部 管財課 No.004

処 分 名	集会所の使用許可の取消し
処 分 の 概 要	規定により許可を受けた者が条件に反したときは、当該許可を取り消すことができます。
根拠条例等・条項	春日部市集会所条例（平成 17 年条例第 24 号）第 4 条第 1 項
処 分 基 準	<p>市長は、規定により集会所または、区画整理記念館の使用許可を受けた者が、次の（１）から（６）に該当するとき又は、条件に反したときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p><u>（１） 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音、振動、臭気等を発生させる使用で、これに対する対策が不十分な場合等、使用者や近隣住民等に不快感を与え、若しくは、生命、身体、財産に危険が及ぶおそれがある活動等を指します。</li> </ul> <p><u>（２） 営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物品の販売等で金銭的な利益を得ることを直接の目的とした活動及び民間事業者の職員研修のような営利活動団体の営利に繋がる活動等を指します。</li> </ul> <p><u>（３） 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>（４） 暴力団等の利益になると認められること。</u></p> <p><u>（５） その他管理上支障があるとき。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者数が施設の収容能力を超過することが予想される等、消防法上危険な場合。</li> <li>・施設を著しく汚損させるおそれや衛生上支障がある場合。</li> <li>・定期清掃・法定点検・補修等、施設維持に係る作業を要する場合など。</li> </ul> <p><u>（６） 市長は使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。</u></p>
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	<p>管理上必要があるときは、使用について条件を付することがあります。内谷・第六区画整理記念館のみ管財課の受付です。</p> <p><a href="http://www.city.kasukabe.lg.jp/shisei/shisetsu-annai/kyouiku/index.html">http://www.city.kasukabe.lg.jp/shisei/shisetsu-annai/kyouiku/index.html</a></p>

■春日部市集会所条例

(許可の取消し)

第4条 市長は、前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)が同条第2項に該当するとき、又は同条第3項の条件に反したときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

2 市は、使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

前条とは下記の第3条のこと。

記

(使用の許可及び制限)

第3条 集会所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも、同様とする。

2 前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

- (1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。
- (3) 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

3 市長は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。

関係条例

■春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例 第3条